

平成30年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業

実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内建設企業等が経営基盤の強化を目的として、新規に新分野事業の進出に取り組む意欲がある企業を支援する「平成30年度青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業（以下「事業」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内建設企業等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 青森県内に主たる営業所を有する建設業許可業者

イ 新分野事業の実施を目的とする法人で、アに該当する者が出資、役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められる者

ウ ア又はイを主たる構成員とする連携体

(2) 新分野事業

日本標準産業分類における建設業以外の大分類の業種区分の事業とする。ただし、土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。

(支援の内容)

第3条 県は、県内建設企業等からの申請に応じて、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 新分野改善点発掘支援

支援対象事業者からの申請及び申請のあった事業計画から県が適当であると判断したアドバイザーによる新分野事業に関するアドバイスを実施する。

(2) 新分野進出チャレンジ企業支援事業

(1)に掲げるアドバイス又はそれに準ずるアドバイスであると県が認めるアドバイスを受けた企業を対象として、それに基づいた新分野事業への進出を目的とした改善を実施する場合に必要な経費の一部を補助する。

(申請方法)

第4条 事業による支援を希望する県内建設企業等は、平成30年度青森県新分野進出チャレンジ企業支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の規定に基づいて、交付要綱第1号様式（交付申請書）、第2号様式（補助事業計画書）及び第3号様式（収支予算書）（以下「申請書等」という。）並びに参考となる資料を青森県県土整備部監理課建設業振興グループに持参又は郵送により提出するものとする。ただし、申請に係る費用は、申請者の負担とする。

(申請期間)

第5条 前条の申請期間は、募集要領で定めるものとする。

(新分野改善点発掘支援の取扱い)

第6条 県は、第4条の規定により申請書等の提出があった場合には、県が適当と認めるアドバイザーを選定することとし、申請書等の提出を行った者(以下「申請者」という。)はアドバイザーからのアドバイスを受けることとする。

(新分野改善点発掘支援の通知)

第7条 県は、前条のアドバイスの実施につき、申請者に対し、実施日、実施場所、アドバイザー等について事前に通知する。

(申請書等の加筆、修正)

第8条 申請者は、第6条の規定に基づくアドバイスを受けた後で、必要がある場合には、第4条に規定する申請書等を加筆、修正することができる。

2 前項の規定により加筆、修正を行う場合における加筆、修正後の申請書等の提出期限については、県が定めることとし、申請者に対して通知する。

(新分野進出チャレンジ企業支援事業の取扱い)

第9条 県は、第4条に規定する申請書等(前条第1項の規定により加筆、修正を行った場合にあっては加筆、修正後の申請書等)を確認の上、書面審査、支援内容の検討及び選定を行う。なお、審査に際しては、必要に応じて審査会を設置し、申請者から申請内容のプレゼンテーションの実施又は追加資料の提出を求めるものとする。

2 審査の結果、新分野進出チャレンジ企業支援事業として採択された事業については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 審査の結果については、申請者に通知するものとする。

(書類提出先及び問合せ先)

第10条 申請書等の提出先及び問合せ先は、次のとおりとする。

青森県県土整備部監理課 建設業振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。